

# 八戸市防災行政無線設備等更新業務

## 公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

青森県 八戸市

## 1 趣旨

八戸市では、防災対策に必要な情報の収集及び伝達を迅速かつ的確に行い、地域住民の生命及び財産等の保全を確保するため、平成24年度に一般財団法人移動無線センターが提供する800MHz帯デジタルMCA無線サービスを使用する防災行政用無線を整備した。

一方、当該サービス提供は令和11年5月末日で終了し、代替サービスが提供されないことから、今回設備の更新を実施するものである。

本業務は、高性能、かつ、信頼性の高い情報伝達システムを構築する必要があることから、より優れた成果が期待できる者を選定する公募型プロポーザル方式による随意契約を採用する。

## 2 基本情報

- (1) 人口 211,133人（令和8年3月31日現在）
- (2) 世帯数 109,974世帯（令和8年3月31日現在）
- (3) 面積 305.56km<sup>2</sup>
- (4) 既設設備（800MHz帯デジタルMCA無線サービス 平成24年度整備）
  - ① 親局設備 1式（八戸市庁）
  - ② 補助局設備 3式（八戸消防本部、南郷事務所、南郷分遣所）
  - ③ 再送信子局 2式（先祖ヶ久保、南郷事務所）
  - ④ 屋外拡声子局装置 143式（③再送信子局を含む）
  - ⑤ 戸別受信機 72台
  - ⑥ 避難所通信システム親局設備 1式
  - ⑦ 避難所通信システム子局設備 80式

## 3 業務内容

- (1) 業務の名称  
八戸市防災行政無線設備等更新業務
- (2) 履行期間  
契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務場所  
八戸市内
- (4) 提案限度額  
令和8年度 260,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※当該金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。
- (5) 業務概要
  - ① 親局・補助局設備の更新
  - ② 中継局・再送信子局設備の整備・更新
  - ③ 屋外拡声子局設備の更新
  - ④ 戸別受信機の更新
  - ⑤ 情報連携システムの整備（登録制及び緊急速報メール並びにSNSへの配信等）
  - ⑥ モバイル放送端末（遠隔操作端末）の設定

- ⑦ 避難所通信システム親局設備の更新
- ⑧ 避難所通信システム子局設備の更新
- ⑨ 不要機器の撤去及び処分

#### 4 プロポーザルへの参加資格

- (1) 令和8年度八戸市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。市の入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、同等の要件を有することを証する次の書類を提出すること。なお、本業務の受託者は、直近の入札参加資格の認定の機会に申請を行い、本業務の契約期間中はその資格を維持すること。
  - ① 事業内容が分かるもの（任意様式）
  - ② 個人の場合は身分証明書（参加申請日から遡って3か月以内に発行されたもの）
  - ③ 本プロポーザル並びに契約等に関し、代表者以外の者が契約締結等の契約行為の権限を委任される場合にあつては委任状（様式は任意）。
  - ④ 財務諸表（法人の場合は、参加申請日の直前2事業年度分の貸借対照表及び損益計算書の原本又はその写し。営業年数が2年に満たない場合は直前1年度分とする。個人の場合は、申請日の直前2年分の確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書のいずれかの原本又はその写し。営業年数が2年に満たない場合は直前1年分とする。）
- (2) 八戸市から指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 八戸市内に本店・本社もしくは支店を有すること。
- (7) 電気通信工事に係る一般建設業以上の許可を得ており、かつ、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気通信業務業の総合評定値P点が600点以上であること。
- (8) 平成27年4月1日以降に同報系設備の元請整備実績が1件以上あること。またその証跡（コリンズ・契約書の写し等）を事前に提出すること。
- (9) 主任技術者（電気通信）以上を有していること。当該主任技術者は本業務参加表明書の提出日において3ヶ月以上の直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。
- (10) 整備提案をした防災行政用無線の機器製造業者から供給を受け、整備が行えるものであること。

#### 5 参加資格の喪失

参加表明書を提出した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載、その他不正な行為をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中に、前項に掲げる要件に該当しなくなったとき。

## 6 公告及び選定スケジュール

公告	令和8年4月14日(火)
現地見学会	令和8年4月17日(金) 午後2時
質問受付期限	令和8年4月21日(火) 午後5時
質問回答期限	令和8年4月23日(木)
参加申請書提出期限	令和8年4月27日(月) 午後5時
企画提案書提出期限	令和8年4月30日(木) 午後5時
一次審査結果通知	令和8年5月7日(木)
二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年5月14日(木)
審査結果通知及び公表	令和8年5月18日(月)

## 7 現地見学会について

(1) 開催日時

令和8年4月17日(金) 午後2時～午後3時ごろ

(2) 申込期限

令和8年4月15日(水) 午後5時

(3) 申込方法

担当者に電話またはメールにより連絡を行い、見学会の日程を調整すること。

(4) 申込先

八戸市危機管理課 担当 秋山

TEL: 0178-43-2147

電子メールアドレス: kikikanri@city.hachinohe.aomori.jp

(5) 見学内容

既設親局設備、子局設備

(6) その他

- ① 現地見学会への参加は任意であり、参加要件ではない。
- ② 見学時の撮影は可能とするが、本プロポーザルにおける企画・検討以外での利用・使用は禁止する。
- ③ 既設設備への機器の接続は認めない。
- ④ 見学時の質問は受け付けない。

## 8 質問書の受付及び回答

### (1) 提出書類

質問書【第8号様式】

※質問対象の引用（文書名及び頁番号）及び質疑内容を具体的に記載すること。

### (2) 提出期限

令和8年4月21日（火）午後5時

### (3) 提出方法

電子メール

### (4) 提出先

八戸市危機管理課電子メールアドレス：kikikanri@city.hachinohe.aomori.jp

### (5) 質問の回答

令和8年4月23日（木）までに市ウェブサイトにて公表する。なお、質問事項が重複していると思われるものは、八戸市が整理して回答する。また、回答においては、質疑者名は公表せず、意見表明等、本業務の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

## 9 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

① 参加申請書【第1号様式】

② 誓約書【第2号様式】

③ 会社の概要書【第3号様式】

④ 同報系防災行政用無線設備の整備実績書【第4号様式】

⑤ 業務主担当者の資格及び業務実績書【第5号様式】

⑥ 業務に携わる主任技術者の資格及び業務実績書【第6号様式】

⑦ 下請け予定業者の資格及び業務実績書【第7号様式】

⑧ 納税証明書（本社所在地の所轄税務署が参加申請日から遡って3か月以内に発行したもので、法人の場合は本店名義の様式「その3の3」（法人税及び消費税等についての未納の税額が無いことの証明）、個人の場合は様式「その3の2」（所得税及び消費税等についての未納の税額が無いことの証明）

⑨ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（本業務参加表明書の提出日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの）

⑩ 機器製造業者からの機器供給証明

⑪ その他、各様式に記載されている添付書類

⑫ 市の入札参加資格者名簿に登録されていない参加者については、4 プロポーザルへの参加資格（1）の各号に記載されている書類

### (2) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時

### (3) 提出方法

郵送または持参により提出すること。電子メール又はFAXによる提出は受理しない。

#### ア 郵送の場合

提出期限内に必着とする。また、書留郵便等の配達記録が残る方法で郵送すること。

#### イ 持参の場合

受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日の9時から17時までとする。なお、事前に電話連絡し持参すること。

### (4) 提出先

〒031-8686

青森県八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市危機管理部危機管理課

## 10 企画提案書の提出

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書【任意様式】

※A4判、横書き両面印刷とする。総ページ数は30ページ以内とする。表紙、目次はページに含めない。図面等はA3判でも可とする（ただし、A4判に織り込むこととし、A4判2ページ分とする。）。

※紙の提案書の部数は、提案書（正）1部、提案書（副）7部とする。

※提出書類をPDF形式に変換したデータを保存したCD-R又はDVD-R 1部

#### ② 見積書（業務費見積書）【任意様式】

※詳細に品目を洗い出し、その数量及び単価を示すこと。

#### ③ 見積書（引き渡し後10年間ランニングコスト見積書）【任意様式】

※保守・運用費見積書には、以下を含めること。

※各年度の金額が分かるようにすること。

・機器保守、点検費（全子局の年1回点検並びに親局及びJ-ALERT関連機器点検保守体制維持費）

・維持費（回線費用、電波利用料、免許更新費、サービス・システム利用料等）

・仕様書4に記載された親局設備・中継局設備・再送信設備の更新費（10年目に必ず更新する前提として提示すること。）※ただし新型J-ALERT受信機・自動電話応答装置は除く。

・子局のバッテリー更新費（10年間で複数回の更新が必要であれば適切な更新回数で記載すること。143か所まとめて1年で更新する前提とする。）

### (2) 提出期限

令和8年4月30日（木）午後5時

### (3) 提出方法

持参（郵送不可）

※参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

(4) 提出先

〒031-8686

青森県八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市 危機管理部 危機管理課

## 11 応募に係る留意事項

(1) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本市に提出した書類は返却しないものとする。また本市は、応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし落札者が提案した内容については、八戸市情報公開条例に基づく開示請求の対象となる。

(2) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は企画提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。

(3) 提出書類の変更・修正の禁止

提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし本市は、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。

(4) 虚偽の記載の禁止

参加表明書（添付書類含む）、企画提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とし、応募資格を喪失する。

(5) 費用負担

応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(6) 特許権

提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工方法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(7) 応募者の複数提案禁止

応募者は、一つの提案しか行うことができない。

(8) 責任分担

提案が達成できないことによる損失は、原則として受注者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、受注者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

(9) (4)により応募資格を喪失した場合は、当該応募者に対し、書面により個別に通知する。

## 12 プロポーザルの実施条件

提案者が1社のみの場合でも、一次審査及び二次審査は実施する。

### 13 一次審査（書類審査）及び結果通知

#### （1）審査基準

「落札者決定基準」による

#### （2）審査結果の通知

令和8年5月7日（木）までに文書により通知する。

### 14 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

委員会は、一次審査の結果、二次審査参加者に選定されたものを対象に二次審査を実施する。

#### （1）実施日

令和8年5月14日（木）

#### （2）注意事項

- ① 提案内容を具体的に説明することを主とし、1者60分（準備5分、説明30分、質疑20分、撤収5分程度）以内とすること。
- ② プレゼンテーション参加者は、4名以内とする。
- ③ プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は提案者が用意すること。  
ただし、机、椅子、電源、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは八戸市が用意する。

#### （3）審査基準

「15 落札者決定基準」による。

#### （4）選定結果の通知

令和8年5月18日（月）までに二次審査参加者全員に文書により通知するほか、市ウェブサイトにて公表する。

### 15 落札者決定基準

#### （1）契約候補者の決定方法

八戸市防災行政無線設備等更新業務公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施において、同業務を依頼する者の選定に当たり、八戸市防災行政無線設備等更新業務契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに提案者の創造性、技術力、実現性などを適正に審査し、その業務の内容に最も適した事業者を選定することとする。

#### （3）一次審査

委員会は、「9 参加表明書等の提出（1）提出書類」に基づき提案者から提出された書類について、参加資格の有無を確認する。

#### （4）二次審査

委員会は、「10 提案書の提出（1）提出書類」に基づき二次審査参加者から提出された書類について、二次審査参加者に対し、プレゼンテーションをさせるとともに、ヒアリングを行う。

##### ① プレゼンテーション及びヒアリングに基づく審査

二次審査参加者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う場を設け、各審査員が（5）評価項目（二次審査評価項目）に係る評価点を採点する。

② 二次審査評価点

各審査員が（５）評価項目（二次審査評価項目）に基づいて採点した評価点の合計点のうち、最高点と最低点を除いたものから平均点（以下「二次審査評価点」という。）を算出する。なお、二次審査評価点の計算過程において、小数点がある場合は小数点以下第１位を四捨五入することとする。

③ 審査結果について

二次審査参加者のうち、二次審査評価点の最も高い参加者を優先交渉権者、次に得点が高い参加者を次点交渉権者とする。同点の場合は、最も金額が低いものを優先交渉権者とする。

ただし、評価点数の合計が満点の７割以上とならない場合は、優先交渉権者及び次点交渉権者に選定しないことがある。

（５）評価項目

評価項目	配点
イニシャルコスト	30
10年ランニングコスト	30
企業体制	20
整備・納入実績	20
実施体制	10
提案方針、概要	20
整備計画	10
システムの機能性	30
耐災害性・災害時の信頼性	30
保守の内容及び体制	30
独自提案及びプレゼンテーション	20
合計	250

16 契約に関する事項

（１）契約方法

- ① 契約内容の詳細については、企画提案書の内容を基本として、選定された契約候補者と本業務における契約の締結交渉を行う。本市と交渉権者との間で契約条件が合致した場合は、仕様書を作成するほか、改めて見積書を徴収し、予定価格以内の場合は法令等に則り、随意契約による委託契約を締結する。
- ② ①の結果、契約締結の合意に至らなかった場合、協議不成立として、辞退届（様式 9）を提出する。
- ③ 次点者がいる場合、当該者に書面にて通知し、新たな交渉権者として契約の締結交渉を行う。なお、この協議において契約条件が合致しない場合は、当該者は辞退届（様式 9）を提出する。
- ④ 次点者の辞退届を受理した場合は、本市は本事業の中止又は再度の公募等、別の方法の検討を行うこととする。

(2) 契約書

八戸市財務規則による。

(3) 仮契約

- ① 本業務は、落札決定の日から7日以内に仮契約とし、八戸市議会の議決を経た後に本契約とする。八戸市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要であり、議会の議決が得られないときは委託契約を締結しない。
- ② 本業務の議会の議決が得られなかった場合、又は八戸市が仮契約を解除した場合において、落札者に損害が及んだ場合でも、八戸市は当該落札者に対していかなる責任も負わないものとする。

## 17 留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容を他人に漏らしてはならない。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。また、提出された書類は返却しない。
- (4) 審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立てはできないものとする。
- (5) 参加表明書、資料、提案書等に虚偽の記載をした場合においては、八戸市指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (6) 本プロポーザルの募集開始から委員会において選考が終了するまでの間、選定委員への接触及び担当課に対する営業活動は禁止する。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、本業務の内容に関しては、日本国の関係法令及び八戸市の関係条例、規則等の定めるところによるものとする。

## 18 問合せ先

〒031-8686

青森県八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市 危機管理部 危機管理課

TEL : 0178-43-2147 (直通) FAX : 0178-45-0099

E-Mail : kikikanri@city.hachinohe.aomori.jp

問い合わせはすべて電子メールで行うこと。